



平成 25 年 12 月 24 日

各 位

株式会社リアルビジョン
代表取締役社長 池畑 勝治
(コード番号 6786 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 斉藤 順市
(電話 045-473-7331)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 24 日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した平成 19 年 11 月 27 日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び、平成 24 年 1 月 19 日付「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」を踏まえ、当社株式の売買単位を 100 株とするため、当社株式を 1 株につき 100 株の割合で分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額に実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）の最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

①分割前の当社発行済株式総数	60,127 株
②今回の分割により増加する株式数	5,952,573 株
③分割後の発行済株式総数	6,012,700 株
④分割後の発行可能株式総数	16,195,000 株

※ 上記①～③の株式数については、今後、新株予約権の行使により発行される株式によって株式数が増加する可能性があります。

(3) 日程

①基準日設定公告日	平成 26 年 1 月 16 日（木曜日）
②基準日	平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）
③効力発生日	平成 26 年 2 月 1 日（土曜日）

(4) その他

① 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前		調整後	
	株式数	行使価額	株式数	行使価額
第1回新株予約権	3,330株	21,000円	333,000株	210円

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成26年2月1日（土曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年2月1日（土曜日）

(注) 上記の単元株制度の採用に伴い、東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の売買単位は、平成26年1月29日（水曜日）をもって1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に記載の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、取締役会決議により、平成26年2月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を「2. 株式分割の概要」に記載した株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。なお、第7条の新設に伴う条数の繰下げも併せて行います。
- ③ 第6条の変更並びに第7条の新設及びこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>161,950株</u> とする。 (新設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,195,000株</u> とする。
第7条～第43条（条文省略） (新設)	(単元株式数) 第7条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u> 第8条～第44条（現行どおり）
	附則 第1条 <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成26年2月1日とする。</u> 第2条 <u>前条及び本条の規定は、平成26年2月1日をもってこれを削除する。</u>

以上